

令和7年度浪速区役所敷地内植栽剪定作業等業務委託 仕様書

本仕様書は、浪速区役所敷地内植栽剪定作業等業務委託の業務内容を定めるものであるが、本仕様書に記載されていないもので実施が必要と認められる軽微な作業についても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 業務委託概要

本業務は、敷地内（外周及び各階庭園）の樹木等維持管理（除草含む）の一環として実施するものであり、各植物の生育条件を整え、その形態の育成、維持、保全を図るようにしなければならない。

2 履行期限

令和7年9月7日（日）※土・日・祝を含む9時から17時まで

3 業務内容

植栽剪定作業（除草含む）※1回実施

業務区分	内容
強剪定	・樹木の性質・形状をよく熟知したうえで、太い枝を短く切るなど樹高や樹形を調節し、全体的な形を整えること。 ・作業にあたっては、各樹種の特性及び植栽に合った剪定方法で行うこと。 ・樹木等に絡んだつる生植物は撤去すること。
草刈・除草	・人力抜き取りにあたっては、根・地下茎等も除去すること。 ・刈り取りは地際とし、刈りむらのないよう均一に刈り取ること。 特に樹木や柵等工作物の周辺については、刈り残しのないよう仕上げること。

4 植栽剪定・除草に関する注意事項

- (1) 作業に際し、あらかじめごみ類、空き缶等作業上支障となるものは撤去すること。
- (2) 草刈箇所は事前に現地調査し、既存樹木・草花・施設等に損傷を与えないように行うこと。万が一損傷した場合は受注者の負担で責任をもって原形に復すること。
- (3) 剪定作業中に樹木の傾き・揺れ・腐食等の異常が認められた場合は、事業担当者に報告し、指示を受けること。
- (4) 作業に際しては、通行人及び通行車両等に危害がおよばないよう、万全の対策をとること。
- (5) 作業にあたり、通路等への枝等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝等は、通

行人及び通行車両等に支障のないように、速やかに処理すること。

(6) 作業完了後は、作業地及びその周辺（通路等）を清掃すること。

5 現場発生材等の処分について

除草・剪定によって生じた刈草・剪定枝等の廃棄物は、適正な方法により請負人が処分すること。また、廃棄物の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）等関係法令を遵守すること。

6 対象箇所

庁舎外周及び庁舎4階、7階庭園（別紙1参照）

※写真に掲載のない庁舎外周（正面玄関等）における雑草の除草についても業務範囲とする。なお、写真については令和7年6月10日時点を示したものである。

7 各種報告・届出等

作業の実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

施行前	・ 工程表
施行後	・ 作業前、作業中、作業後の現場写真（内容説明付き） ・ 作業完了報告書（別紙2）

8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

9 その他

(1) 契約締結後、速やかに作業場所の確認及び作業日程や作業詳細について事業担当者と打合せを行い着手すること。また、作業中は関係法令を遵守し、事故を未然に防止すること。

(2) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、関係法令に従い発注者と受注者の協議しこれを取り決める。

(3) 見積にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は事前に質問または現地確認を行い、その内容を熟知のうえ見積もるものとする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

(4) 見積金額には、作業費ほか諸経費一切等本契約にかかる全ての費用を含むものと

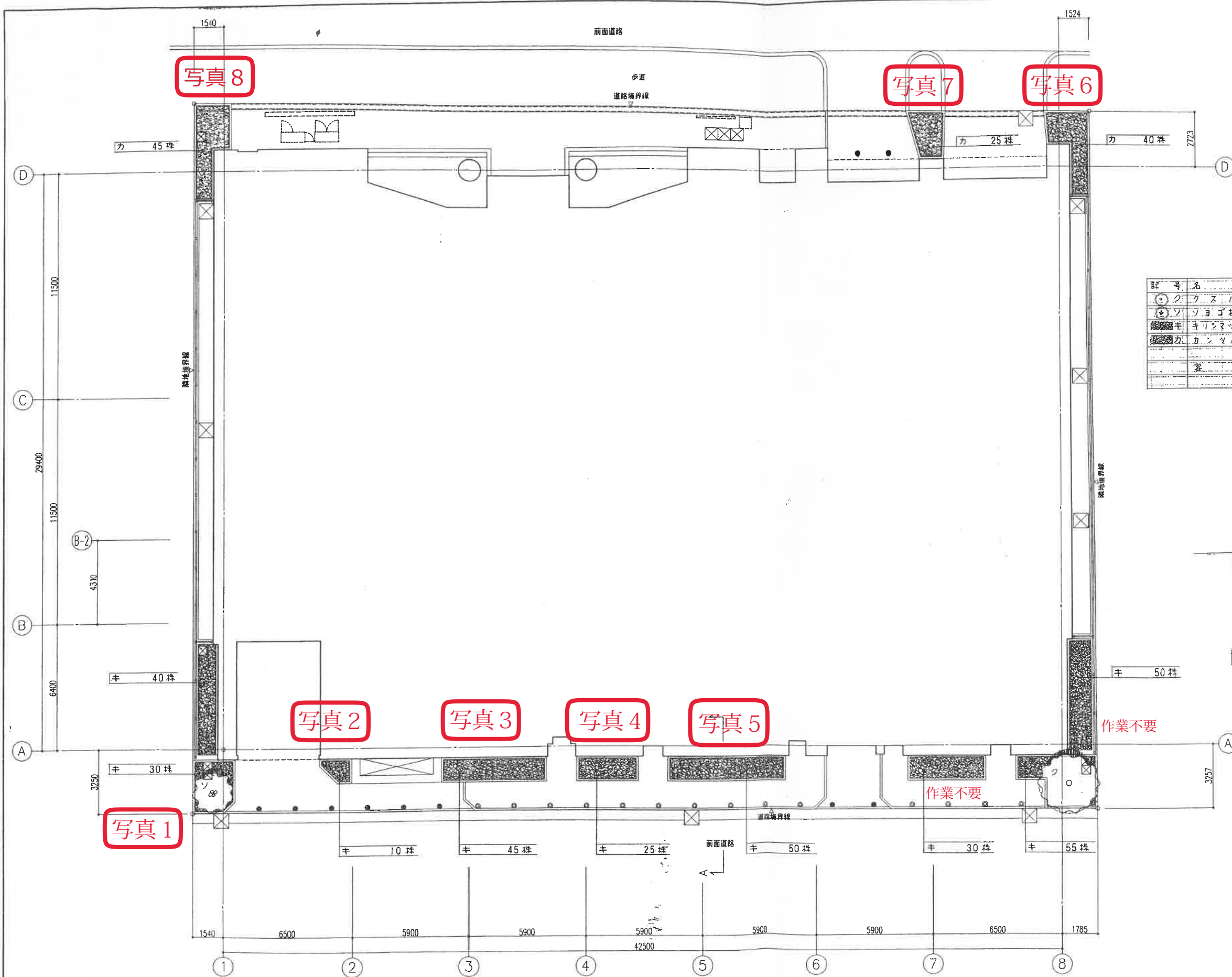
する。

10 事業担当

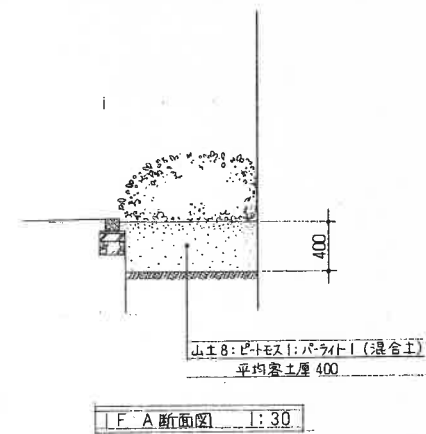
大阪市浪速区敷津東 1－4－2 0 6 階 63 番窓口

浪速区役所総務課（総務） 竹田・有本

電話：06-6647-9936 FAX：06-6633-8270



記号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	備 考
①	クマシキ	6.0 0.7	1	本	建設2柱-2
②	ソヨゴ株立	4.5 5-6本	1	株	3.1
③	モミ	0.5 0.4	335	株	8株/m ²
④	カンツバキ	0.4 0.4	110	株	5
⑤	土	4.5 0.7 0.4	222	m ³	平均容土厚400



工事名称	浪速区役所・浪速保健所 建設工事	平成11年度
図面名称	外構植栽平面図	通し番号 196 図面番号 1196
大阪市都市整備局宮城設計課	設計者 宮城設計	監理者 宮城設計
株式会社 東畑建築事務所	代表者 東畑 隆	監理者 東畑 隆

写真 1



写真 2



<庁舎外周>

写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真10



写真11



写真12



写真13



<庁舎 7 階>

写真14



写真15



<庁舎4階>

写真16



写真17



作業完了報告書

令和 年 月 日

大阪市浪速区長 様

所在地
 請負者 会社名
 代表者名

下記のとおり作業が完了しましたので報告します。

記

作業名称	令和 7 年度浪速区役所敷地内植栽剪定作業等業務委託
作業場所	浪速区役所
契約年月日	令和 7 年 月 日
作業完了日	令和 7 年 月 日

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること